

スペース利用申込書（一時利用）

申込日 平成 年 月 日

利用申込者	(住所) (氏名) 印 (TEL)
利用日	
利用区画	・ 1 F + 路面 ・ 1 F ・ 2 F ・ 1 階壁面 ・ 階段壁面
スペース使用料	

(スペース利用約款)

スペース利用申込者(以下、「利用者」という。)は当施設内のアートギャラリースペース(以下、「本件スペース」という。)を使用するに際し、以下に定める規約を順守する。

第1条(施設内の利用) 利用者は、本件スペースの利用に必要な範囲内において、本件施設内の通路、階段その他の施設を使用することができる。

第2条(使用目的) 利用者は、本件スペースを、作品の制作、展示、販売等及びこれに付帯関連する目的にのみ使用するものとし、他の目的のために使用してはならない。

第3条(利用日・利用時間)

1. 本件施設(本件スペースを含む)の利用は本書記載の利用日の午前11時から午後7時までとする。

2. 前項にかかわらず、本件施設の維持・管理その他の合理的理由により、緊急に施設の利用中断を行う場合には、異議なく従うものとする。

第4条(使用料) 利用者は本書記載の使用料を利用日の前日までに現金又は乙が指定する下記銀行口座に振り込んで支払うものとする。但し、振込手数料は甲の負担とする。

三菱東京UFJ銀行 上前津支店 普通預金 0121692 ユ) フクトミ

第5条(館内規則の遵守等)

利用者は、本件スペース及び本件施設の利用にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 本件スペースの全部又は一部について第三者に使用させること
- (2) 本契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供すること
- (3) 本件スペース外の通路等共用部分に物品等を置くこと
- (4) 本件施設他の利用者等に迷惑をかける行為を行うこと
- (5) 本件施設の採光・換気に支障を来すような物品を設置すること
- (6) 事前の承諾なくして、本件スペースに加工又は造作等を行うこと
- (7) 事前の承諾なくして、本件施設の利用時間外に本件施設内にとどまること
- (8) 爆発物等の危険物、重量物、悪臭物など本件施設における他の利用者等に損害又は迷惑を及ぼす恐れがあるものを搬入、保管、留置し、又は本件施設の保全上、有害な恐れがある行為をすること

第6条(損害賠償)

利用者又はその代理人、従業者、請負人等、出入業者その他の関係者が、本件施設における他の利用者若しくは本件施設来訪者その他の第三者に損害を与えたときは、この損害の一切を賠償しなければならない。

第7条(免責事項)

次の各号に基づく利用者の損害については、施設管理者はその責を負わない。

- (1) 地震・火災・風水害等の災害その他乙の責に帰すことのできない理由による損害、若しくは本件施設における他の利用者の責に帰すべき理由による損害並びにこれらに関連して発生した一切の事故による損害。
- (2) 施設管理者が、その維持管理上、通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機その他建物の設備等に起因ないし関連して発生した損害、並びに盗難、示威運動、労働争議等により発生した損害。

第8条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

- ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
- ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2. 利用者は、本件スペース又は本件施設内において次に例示する行為をしてはならない。

- (1) 本件スペースを反社会的勢力の事務所その他の拠点に供すること。
- (2) 本件スペース、本件施設において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 本件スペース又は本件施設に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を入り出させること。

第9条(利用終了後の措置)

1. 利用終了後は、次の各号の定めに従って本件スペースを原状に復した後、遅滞なく明け渡さなければならない。なお、利用終了後速やかに本件スペースを明け渡さないときは、本契約終了の日の翌日から明渡し完了に至るまでの1日あたり金1,000円の割合による使用損害金を乙に支払わなければならない。

- (1) 甲所有物件の撤去
- (2) 破損箇所等の修繕
- (3) 本件スペース内の清掃

2. 利用者が前項の原状回復を行わない場合は、施設管理者は利用者の負担によりこれを回復し、利用者所有の物品等を任意に処分することができる。